

答申第 152 号
(諮問第 174 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 4 月 4 日付けで行った保有個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 25 日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2025 年 3 月 25 日、私が〇〇警察署の刑事課の〇〇に直接手渡した行政文書偽造事案に関する文書（以下「本件文書」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書として、「令和 7 年 3 月 25 日、審査請求人が行政文書の偽造にあたるとして、〇〇警察署刑事課員に直接手渡した文書偽造事案に関する文書」を公文書と特定し、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であり、法第 5 章第 4 節の規定が適用されないため、保有個人情報不開示決定（令和 7 年 4 月 4 日付け大捜二第 607 号。以下「本件不開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 7 年 5 月 29 日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定処分の明確な根拠の回答を求める。

2 審査請求の理由

訴訟に関する話をしていないが、なぜ「訴訟に関する書類」に該当するのか明確な根拠を回答されたい。

第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る保有個人情報の意義・性格等について

本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書は、令和7年3月25日、審査請求人が行政文書の偽造にあたるとして、〇〇警察署刑事課員に直接手渡した文書偽造事案に関する文書と特定した。

当該文書は、〇〇警察署において、審査請求人が対応した刑事課員に対し、文書偽造事案に関する文書として手渡しているため、刑事事件を所掌する同署刑事課を担当課として処理されており、関係者の人定事項、事案概要のほか、刑訴法により警察官に与えられた捜査権を行使して犯罪の成否や嫌疑の有無を検討した捜査の経過などとともに記録化され、所属長までの決裁（報告）を受けた上で管理されている。

2 本件開示請求に係る保有個人情報の不開示情報該当性について

刑訴法第53条の2第2項は「訴訟に関する書類及び押収物」について、法第5章第4節の規定は適用しない旨を規定している。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

訴訟に関する書類に該当する文書は、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護人・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきであるとされている。

当該文書は、審査請求人が文書偽造事案に係る資料として、警察署において刑事課員に提出したもので、その捜査経過とともに管理されている。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論書の提出はあったものの本件不開示決定についての反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書について

本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書は、令和7年3月25日に〇〇警察署刑事課員に文書偽造事案に係る資料として提出したもので、捜査の経過とともに管理されている書類である。

2 「訴訟に関する書類」該当性について

実施機関が説明しているとおり、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項は「訴訟に関する書類及び押収物」について、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない旨が規定され、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状等の手続関係書類であり、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれるものと解される。

また、捜査に基づく事件送致等がなされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解される。

本文書は、文書偽造事案に関して取得された文書であり、警察署において保管しているものであることから、「訴訟に関する書類」に該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、訴訟に関する書類の該当性に関する主張のほかに種々の主張をしているが、当審査会は大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号）により与えられた権限に基づき、請求者からの保有個人情報開示請求に対し実施機関が行った保有個人情報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 8 月 4 日	諮 問
令和 7 年 8 月 27 日	事案審議（令和 7 年度第 5 回審査会）
令和 7 年 9 月 24 日	事案審議（令和 7 年度第 6 回審査会）
令和 7 年 10 月 29 日	答申決定（令和 7 年度第 7 回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	

梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立鴛野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	